

令和2年4月13日判決言渡し・同日判決原本領收 裁判所書記官 濱岡伸

平成31年(ワ)第117号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年2月17日

判 決

E-1st

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

岐阜県高山市曙町3-23

被 告 北 村 勇

住所・居所 不明

最後の住所 山梨県甲府市荒川1-8-43

被 告 五 味 武 夫

最後の住所 山梨県甲府市荒川1-5-19

被 告 五 味 静 夫

沖縄県石垣市字石垣174-2

被 告 亀 川 裕

主 文

1. 原告の被告五味静夫に対する訴えを却下する。
2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
3. 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

被告らは、原告に対し、連帶して10万円を支払え。

(原告は、今回は試験訴訟であるとし、被告らが包囲網として加害したことは明らかであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり3000万円と想定しているとする。したがって、本件は、いわゆる明示的一部請求と解される。なお、上記「包囲網」とは、原告が、「男なら女からの

SEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかつた原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在として主張するものであることは、当裁判所に顕著である。)

## 第2 原告の主張

別紙記載第2から第5までのとおり。

## 第3 被告五味静夫に対する訴えについて

一件記録によれば、被告五味静夫は、大正8年7月15日生であり、本件訴えの提起の日（平成31年3月14日）前の平成21年9月13日に山梨県甲府市内において死亡した事実が認められる（原告が被告五味静夫による注文日として主張する平成29年4月23日には、既に死亡していたことになる。）。そして、被告五味静夫について、原告は、相続人のあることを明らかにすることはできず、一件記録によっても、相続人のあることは明らかでない。

そうすると、原告の被告五味静夫に対する訴えは、被告が実在しない不適法な訴えといわざるを得ないから、却下すべきである。

## 第4 被告ら（被告五味静夫を除く。）の主張

### 1 被告北村勇

否認する。被告北村勇は、高齢（86歳）であり、スマートフォンを所持していない。スマートフォンを利用した通信販売の経験もない。

### 2 被告五味武夫

被告五味武夫は、公示送達による適式な呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。

### 3 被告亀川裕

否認する。被告亀川裕は、87歳の高齢者であり、インターネットを利用することはできず、インターネットでの取引をしたことはない。仮に、原告が何らかの取引をしたことがあったとしても、その相手は、被告亀川裕ではない。

## 第5 当裁判所の判断

- 1 原告が証拠として提出した注文伝票等（甲1，2）には、被告らがそれぞれ原告主張の日に原告主張の商品を原告に注文した旨の記録がある。
- 2 しかし、被告五味静夫が該当日には既に死亡していたこと（前記第3）に、調査嘱託の結果（原告申立て分のうち株式会社NTTドコモに対するもの及びKDDI株式会社に対するもの並びに被告北村勇申立て分）を総合すれば、上記日に上記商品を原告に注文したのは、いずれも被告ら以外の者であると推認すべきであり、上記注文伝票等をもって、被告北村勇、被告五味武夫及び被告亀川裕がそれぞれ上記日に上記商品を原告に注文したと認めることはできない。その他本件全証拠を総合しても、被告北村勇、被告五味武夫及び被告亀川裕が原告に対する注文行為に関与したことを窺わせる事情も認められない。
- 3 そうすると、原告の被告北村勇、被告五味武夫及び被告亀川裕に対する請求は、いずれも理由がない。

## 第6 結論

よって、原告の被告五味静夫に対する訴えを却下し、原告のその余の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行

## 第2 請求の原因

被告らは後述の通り、ネット取引において共謀して受取拒否を繰り返す姿勢を示すことによって包囲網の威力を示して私の生命と財産に対する脅迫を行いました。

なお、被告らを訴えた沼田署も、著しく不合理に事実を否定し、これを隠蔽しました。

被告らの行動は共謀による村八分による非人間扱の実行であり、著しく不合理で恣意的であり、信義則(民法1条)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、人格権や財産権(憲法29条)の侵害であり、不法行為です。

人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)や生命に対する権利(憲法13条、自由権規約6条)や平等権(憲法14条)などです。

また、この不法行為によって著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任に基き、被告らに対して慰謝料を請求します。

もし、いずれも適用可能であれば後者を適用願います。

また、もし被告らの関連共同性が認められない場合は、今回は北村勇への請求とします。

## 第3 時系列的事実経過

①北村勇(注文IDはyoshidairafarm-10000140)は20170306にYAHOOショッピングにおいて、私のネット店舗である吉平ファームに対し、マコモダケ苗ブロック250個・総額125,000円を注文しました。

②20170307 16:11:03 注文承諾メールを送信しました。

③その後の経過において何ら北村の意思表示は無く、私に手続的過失はありませんでした。

④20170424に北村の自宅において北村は、ヤマト運輸の商品配達員に対し、「該当商品を注文した憶えが無い」との理由で突然、一方的に受取拒否しました。

⑤五味武夫(注文IDはyoshidairafarm-10000163)は20170422にYAHOOショッピングにおいて、吉平ファームにマコモ苗ブロック599個・総額299,500円を注文しました。

⑥20170423 00:14:20 注文承諾メールを送信しました。

⑦20170426に五味武夫は、私の支払方法変更依頼に対し承諾の返信をしたにもかかわらず、

⑧20170426に私が振込先口座の案内するも、五味武夫はその後これを不当に無視しました。

⑨以後五味武夫からの応答は無く、20170520に私がこの注文をキャンセルしました。

⑩五味静夫(注文IDはyoshidairafarm-10000164)は20170423にYAHOOショッピングにおいて、吉平ファームに対しスキ大株149個・総額298,000円を注文しました。

⑪20170424 00:20:45 注文承諾メールを送信しました。

⑫20170425に五味静夫は、私の支払方法変更依頼に対し「代引きでお願いいたします」と不承諾の返信をしました。

⑬20170425に私が五味静夫に再度の支払方法の変更依頼をしましたが、

⑭以後は五味静夫からの応答は無く、20170520に私がこの注文をキャンセルしました。

⑮亀川裕(注文IDはyoshidairafarm-10000168)は20170530にYAHOOショッピングにおいて、

吉平ファームに、マコモ苗ブロック 350 個・総額 175,000 円を注文しました。

⑯2017 : : 注文承諾メールを送信しました。

⑰20170530 に私が亀川裕に支払方法変更を依頼しましたが、

⑯以後は亀川裕からの応答は無く、20170629 に私がこの注文をキャンセルしました。

⑯群馬県警沼田署は 2017.5.2 9:00~14:00 私が沼田署にて沼田署・刑事課・ナグモへ該当告訴状を説明したうえで手交提出しましたがその後これを故無く無視しました。

#### 第4 不法行為

被告らは以下の通り、共謀して受取拒否を繰り返す姿勢を示すことによって包囲網の威力を示して私の生命と財産と名誉に対する脅迫を行いました。

後述の通り、これらの極めて稀な注文が揃うことが蓋然性(出現確率)として有り得ないことや、北村勇が実際に受取拒否していることから総合すれば、残りの 3 人もこれに倣い受取拒否するつもりだったこと、つまり 4 人の共謀が極めて強く推定されます。

また、このような行動が露骨に著しく理不尽で不審であることは自明のはずであり、そこに不当性を演出して威力を示そうとする脅迫の意図がはっきりと現れています。

1 北村勇が突如、一方的に配達商品を不当に受取拒否したこと(時系列①、②、③)

(説明)私は北村勇に対してモール所定の注文承諾通知や発送連絡を遅滞なく行っており、また配達までに北村から何の意思表示も無かつたので、この突然の受取拒否は不当です。

2 残りの 3 人とも支払方法の変更を打診した後、連絡を絶ったこと(時系列⑦、⑪、⑭)

(説明)代引以外への支払方法の変更を打診してから応答が途絶えたことから、始めから実需(購入意思)が無く、架空取引であったことは明らかです。

実需(購入意思)が有る通常の場合であれば、支払方法の変更がネックとなって購入を断念することは、まず有り得ないと思います。

なお、yahoo ショッピングでは注文承諾メールの送信をもって契約成立としており、私は 4 人とも注文後間もなく注文承諾メールを送信しております。

★受取拒否の為の架空注文であったことの恣意性

① 4 人全員が代引(代金引換払)決済であること (偶発性 1/100)

② 4 人全員が 10 万円以上の大口注文であること (4 人合計で約 90 万円) (1/100000000)

特に五味静夫と五味武夫の場合はいずれも総額約 300,000 円の注文であり、現金を用意しておくリスクは大きく支払方法として一般個人が選択することは非常に考えにくいこと

③ 4 人全員が新規顧客であること

苗の性質上、新規でいきなり大量に注文することは考えにくいこと (1/100)

特に五味静夫はスキ苗の大量注文であり内容的に実ニーズは考えにくいこと (1/10)

④ 4 人全員の注文が三ヶ月間(20170301~20170531)に集中していること (1/100)

⑤後続の 3 人とも支払方法の変更を打診してから応答が途絶えていること (1/100000000)

(説明)代引とは代金引換払の略であり、商品引渡し時点まで支払の裏付の無い決済方法です。仕組みとして初めから支払う意思がない人が悪用する余地があり、現にネット販売においては受取拒否被害の大半は従来からこの代引のようです。

しかし一般に購入者側の利便性は大きく、モール全体としては全注文数の 4 割弱です。

ですがそもそも大口の代引注文というのは全額現金ということですから、出現確率として非常に稀であり、ましてそれが当店のような零細店に短期間に集中することは蓋然性としてありえないと思います。つまり4人の注文は偶然ではありません。

なおyahooショッピングモールに対し代引に関する統計情報の提供を打診したところ、「検査でなければ応じられない」との不審な回答でした。

## 第5 犯罪性の強調(脅迫と隠蔽です)

被告らの動機は要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪がネットを介在して全世界に拡がっています。

包囲網は信じないことにより威力によって犯罪を既成事化して来ました。

脅迫殺人(告訴状A)と狙撃脅迫(告訴状B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

要するに、その対応があまりに露骨な非人間扱いなので、そこに不正当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

### 本件の動機

4人の注文総額を合計すると約90万円にもなりますから、現実にこれらが全て受取拒否された場合には確実に生活難に陥り私の生命を脅かします。

つまりその害意は「経済的にお前を殺すぞ」であり対象は私の財産と生命だと思います。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全ての行動が社会的村八分の通告とみなせます。

判例の摘示 甲5 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例(大阪高等裁判所昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判)

以上

